一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二千百二号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線
三　事業施行期間　自平成三年十二月二十一日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十二号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十号線
三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第二百五十五号東京都市計画道路事業補助線街路第二百十二号線
三　事業施行期間　自昭和五十五年三月六日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十八号東京都市計画道路事業補助線街路第二百七十七号線
三　事業施行期間　自平成十五年三月五日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千二百七十五号座間都市計画道路事業三・四・三号相模原二ツ塚線
三　事業施行期間　変更なし
四　事業地
収用の部分　平成七年建設省告示第千二百七十五号、平成十四年関東地方整備局告示第二百十六号及び平成十八年関東地方整備局告示第百号の事業地のうち相模原市松が枝町及び相南四丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千百二十九号日立都市計画道路事業三・四・百一号木崎稲木線、三・六・七十三号広町真浦下線及び三・六・七十九号停車場増井線
三　事業施行期間　自平成九年十二月十八日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百三十四号水戸・勝田都市計画道路事業三・三・三十四号市毛・釈迦町線及び三・四・五十一号本町・釈迦町線
三　事業施行期間　自平成六年十二月二十日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柏崎市大字上輪字名子沢二三番から同市大字上輪字名子沢一四番まで	前	三七・〇〇～七九・五〇メートル	〇・〇五一キロメートル
	後	三七・〇〇～八七・六〇メートル	〇・〇五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所